



## 個人情報等の取扱いに関する規程

### 第1条（適用範囲）

本規程は、リゾートトラストゴルフ事業株式会社、株式会社セントクリークゴルフクラブ、株式会社オークモントゴルフクラブ、株式会社メイプルポイントゴルフクラブ、多治見クラシック株式会社、岡崎クラシック株式会社、株式会社グレイスヒルズカントリー倶楽部、株式会社パインズゴルフクラブ、株式会社関西ゴルフ倶楽部、ジャパンクラシック株式会社（以下これらをそれぞれ「各社」という。）における個人情報、個人番号及び特定個人情報の取扱いについて、共通する事項を定め、各社に適用するものとします。

### 第2条（商品の取引）

各社は、各社が直接または販売代理等で販売または取引する商品及び付随するもの（以下「商品」という。）について、本規程を適用するものとします。

### 第3条（商品の取引にかかる個人情報の取扱い）

- 各社は、適正に取得した入会申込者、会員及び自社の施設を利用する者その他お取引先様（以下「会員等」という。）の個人情報（第4条に定めるものをいいます。また、本規程において別途定める場合を除き、個人番号及び特定個人情報を除きます。）を、商品の取引を通じて会員等へのサービス提供のために、収集、利用、提供、及び登録を行うものとします。
- 各社は、会員等の個人情報の適正な取扱いと会員等のプライバシー保護に十分配慮するとともに正確性、機密性の維持に努めるべく個人情報を厳重に管理するものとします。
- 各社は、第5条の利用目的を達成するために必要な範囲内で、第4条の個人情報の取扱いの全部または一部を委託する場合がありますが、当該委託先企業（以下「委託先企業」という。）については、契約を締結のうえ、会員等の個人情報の適正な取扱いと会員等のプライバシー保護に十分配慮するよう指導・管理するものとします。
- 各社は、個人情報を取扱わせる自社の従業者の監督を十分行い、かつ、正確性、機密性の維持に努めるべく個人情報を厳重に管理するよう指導するものとします。
- 会員等は、自己の個人情報の取扱いに関し、本規程に定める内容に同意したうえで、各社との契約を締結するものとします。

### 第4条（個人情報の収集、保有、利用）

会員等は、各社の特典及びサービスを各社が会員等に提供するため、及びそのマーケティング活動のため、会員等の個人情報のうち以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」という。）を各社が保護措置を講じた上で、収集・保有・利用することに同意するものとします。

- 会員等が所定の申込書、重要事項説明書、入会審査用経歴書等により記入、申告した会員等の氏名、性別、生年月日、続柄、住所、電話番号、メールアドレス、勤務先、家族構成、住居状況、年収状況、アンケート欄への回答内容等（本契約締結後に会員等から通知を受ける等により、各社が知り得た変更情報を含む。以下同じ。）
- 商品の申込日、商品契約成立の有無、商品契約成立日、会員番号、会員権価格、年会費等の契約内容、及び商品契約終了の有無等に関する情報
- 年会費等の請求及びお支払い状況等に関する情報
- 本契約以外の各社との契約により収集した施設の利用状況、インターネットの利用状況等（各社ウェブサイトや各社が提供するアプリの閲覧履歴等を含む。）に関する情報
- 会員等または公的機関から、適法かつ適正な方法により収集した、住民票等公的機関が発行する書類の記載事項に関する情報
- 官報、電話帳、住宅地図等に公開されている情報
- その他各社の特典及びサービスを各社が会員等に提供するため及びそのマーケティング活動のために利用する情報

### 第5条（利用目的の表示）

各社は、下記の目的のために会員等の個人情報を利用します。

- 各社と会員等との契約にかかる会員等カード等の発行、会員等管理、特典、サービス等の提供
- 各社の取扱う商品・サービス等について、各社からの宣伝印刷物の送付・Eメールの送信等の方法によりご案内すること（各社の取扱う商品・サービス等の購入・利用状況、インターネットの利用状況（各社ウェブサイトや各社が提供するアプリの閲覧履歴等を含む。）等の第4条に基づき



## リゾートトラストグループ ゴルフ場

や興味を分析し、行動や興味に応じたマーケティング活動および商品開発のために利用することを含む。)

- ④共同利用会社（第6条に定めるものをいう。）の取扱う商品・サービス等について、各社からの宣伝印刷物の送付・Eメールの送信等の方法によりご案内すること
- ⑤上記の各業務に付帯・関連する業務を実施すること及び法律上必要な諸手続を履行すること

### 第6条（個人情報の共同利用会社）

1. 各社は第5条に定める利用目的のため、末尾記載の企業（以下「共同利用会社」という。）と共同利用契約を締結のうえ、リゾートトラストゴルフ事業株式会社を管理責任者としたうえで、第4条に定める個人情報を共同利用します。
2. 本規程の有効期間中に共同利用会社が新たに追加された場合には、会報誌等への掲載、郵送または各社のホームページ等で公表するものとします。

### 第7条（個人情報の開示・訂正・削除）

1. 会員等は、各社及び第6条で記載する共同利用会社に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができるものとします。なお、開示請求の受付は、末尾に記載の窓口とします。
2. 前項の場合、会員等は本人であることを証明するための書類（自動車運転免許証、パスポート等）を掲示する等、開示請求先所定の手続きに従うものとします。手続きにあたり必要となる手数料は会員等の負担となります。
3. 開示請求により、万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、各社は、速やかに訂正または削除に応じるものとします。訂正または削除請求の受付も、末尾に記載の窓口とします。

### 第8条（本規程に不同意の場合）

会員等が、入会申込及び入会後の取引等に際して必要な記載事項（申込書等で会員等が記載すべき必須の事項）の記載を希望しない場合及び本規程の内容の全部または一部を承認できない場合、各社所定のサービスが受けられなくなる場合があります。

### 第9条（個人情報の提供・利用の停止の申出）

本規程による同意を得た範囲内で各社が個人情報を利用・提供している場合であっても、会員等から停止の申出があった場合、各社での利用及び第6条にもとづく各社から共同利用会社への提供を停止する措置をとります。ただし、共同利用会社への提供のうち、会員権利に関する事項及び会報誌、請求書送付の際の同封物についてはこの限りではありません。なお、会員等は、利用停止に伴い、各社所定のサービスが受けられなくなる場合があります。

### 第10条（商品の取引にかかる個人番号及び特定個人情報の取扱い）

1. 各社は、適正に取得した会員等の個人番号及び特定個人情報（個人番号及び特定個人情報とは、それぞれ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第2条第5項及び同法第2条第8項に定めるものをいう。）を、第12条に定める事務に必要な範囲で取扱うものとします。
2. 各社は、会員等の個人番号及び特定個人情報の適正な取扱いと会員等のプライバシー保護に十分配慮するとともに正確性、機密性の維持に努めるべく会員等の個人番号及び特定個人情報を厳重に管理するものとします。
3. 各社は、第12条の利用目的を達成するために必要な範囲内で、会員等の個人番号及び特定個人情報の取扱いの全部または一部を委託する場合がありますが、当該委託先企業については、契約を締結のうえ、会員等の個人番号及び特定個人情報の取扱いと会員等のプライバシー保護に十分配慮するよう必要かつ適切な監督をするものとします。
4. 各社は会員等の個人番号及び特定個人情報を取扱う自社の従業者の監督を十分行い、かつ、正確性、機密性の維持に努めるべく会員等の個人番号及び特定個人情報を厳重に管理するよう指導するものとします。
5. 会員等は、自己の個人番号及び特定個人情報の取扱いに関し、本規程に定める内容に同意したうえで、各社との契約を締結するものとします。

### 第11条（個人番号及び特定個人情報の収集、保管、利用）

1. 各社は、会員等の個人番号及び特定個人情報を適切かつ適法な方法で収集します。
2. 各社は、第12条で定める利用目的の範囲を超えて、会員等の個人番号及び特定個人情報を収集、保管しないものとします。
3. 各社は、第12条で定める利用目的の達成に必要な範囲を超えて、会員等の個人番号及び特定個人情報を取り扱わないものとします。各社は、会員等の同意があったとしても、利用目的を超えて会員等の個人番号及び特定個人情報を利用しないものとします。
4. 前2項の規程に関わらず、下記に該当する場合には、第12条の規程に定める利用目的の範囲を超えて会員等の個人番号及び特定個人情報を取り扱うことができるものとする。



- ①報酬・料金等の支払調書作成事務
- ②不動産の使用料等の支払調書作成事務
- ③不動産等の譲受けの対価の支払調書作成事務
- ④不動産等の売買または貸付けのあっせん手数料の支払調書作成事務

#### 第13条（個人番号及び特定個人情報の提供制限）

各社は、番号法第19条各号に掲げる場合を除き、本人の同意の有無に関わらず、会員等の個人番号及び特定個人情報を第三者に提供しないものとします。

#### 第14条（個人番号及び特定個人情報の開示・訂正・削除・廃棄）

- 1.会員等は、各社に対して、自己に関する個人番号及び特定個人情報を開示するよう請求することができるものとします。なお、開示請求の受付は、末尾に記載の窓口とします。
- 2.前項の場合、会員等は本人であることを証明するための書類（個人番号カード、通知カード、自動車運転免許証、パスポート等）を掲示する等、開示請求先所定の手続に従うものとします。手続きにあたり必要となる手数料は会員等の負担となります。
- 3.開示請求により、万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、各社は、速やかに訂正または削除に応じるものとします。訂正または削除請求の受付も、末尾に記載の窓口とします。
- 4.各社は、第12条に定める事務を処理する必要がなくなった場合で、かつ、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、会員等の個人番号をできるだけ速やかに削除または廃棄するものとします。ただし、その個人番号部分を復元できない程度にマスキングまたは削除した場合には、当該個人番号以外の会員等の個人情報の保管を継続することができます。
- 5.各社は、前項に基づき会員等の個人番号を削除または廃棄した場合には、削除または廃棄をした記録を保存するものとします。

#### 第15条（本規程に不同意の場合）

会員等が、各社が第12条に定める事務を行うのに必要な個人番号及び特定個人情報を含む必要な記載事項（申込書等で会員等が記載すべき必須の事項）の記載を希望しない場合及び本規程の内容の全部または一部を承認できない場合、各社所定のサービスが受けられなくなる場合があります。

#### 第16条（個人番号及び特定個人情報の提供・利用の停止の申出）

第12条の範囲内で各社が個人情報を利用している場合であっても、会員等から停止の申出があった場合、各社での利用を停止する措置をとります。なお、会員等は、利用停止に伴い、各社所定のサービスが受けられなくなる場合があります。

#### 〔個人情報等に関する苦情・相談窓口〕

- ①個人情報等の管理責任者：総務経理課長
- ②苦情・相談窓口：リゾートトラストゴルフ事業株式会社 個人情報対応窓口  
TEL：052-310-0781 FAX：052-310-0784

#### 〔第6条に定める共同利用の管理責任者〕

リゾートトラストゴルフ事業株式会社  
愛知県名古屋市中区栄二丁目6番1号  
代表取締役社長 萩野 重利

#### 〔共同利用会社〕

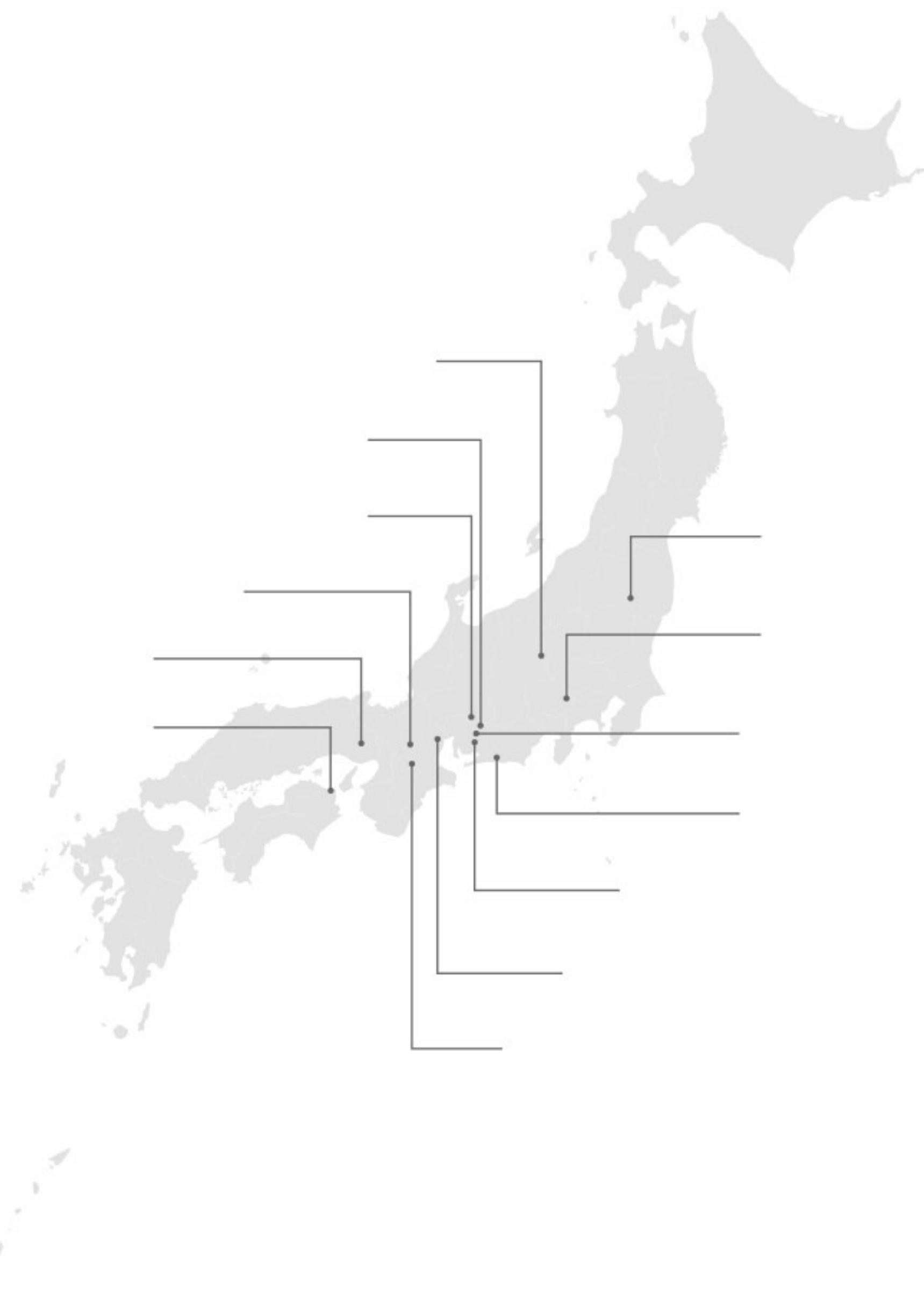
本規程第6条第1項に定める共同利用会社は以下のとおりです。

リゾートトラスト株式会社	ジャストファイナンス株式会社
株式会社マイフルポイントゴルフクラブ	株式会社グレイスヒルズカントリー倶楽部
株式会社セントクリークゴルフクラブ	ジャパンクラシック株式会社
岡崎クラシック株式会社	株式会社パインズゴルフクラブ
多治見クラシック株式会社	株式会社関西ゴルフ倶楽部
株式会社オークモントゴルフクラブ	リゾートトラストゴルフ事業株式会社



## リゾートトラストグループ ゴルフ場

グランディ那須白河 ゴルフクラブ 福島県  
メイプルポイントゴルフクラブ 山梨県  
グランディ軽井沢ゴルフクラブ 長野県  
グランディ浜名湖ゴルフクラブ 静岡県  
スプリングフィールドゴルフクラブ 岐阜県  
パインズゴルフクラブ 愛知県  
セントクリークゴルフクラブ 愛知県  
ザ・トラディションゴルフクラブ 愛知県  
グレイスヒルズカントリー倶楽部 三重県  
ザ・カントリークラブ 滋賀県  
関西ゴルフ倶楽部 兵庫県  
オークモントゴルフクラブ 奈良県  
グランディ鳴門ゴルフクラブ36 徳島県



個人情報保護規定\_RTG（株） | 反社会的勢力に対する基本方針 | ソーシャルメディアポリシー | 健康経営宣言 | リゾートトラスト株式会社

Copyright © Resorttrust, Inc. All rights reserved.